

新型コロナウイルス感染防止対策における傍聴の取扱いについて

新型コロナウイルス感染防止対策として、傍聴について次のとおり取り扱いますので、ご理解及びご協力のほどよろしくお願いいたします。

【本会議傍聴について】

- インターネット中継やケーブルテレビでの視聴が可能ですので、県民の皆様には、感染拡大防止の観点から、ご活用いただきますようお願いいたします。
- 通常 160 名の傍聴定員を、密集・密接を避けるため 55 名（一般席 52 車いす席 3）を上限とし、傍聴者の皆様は、間隔を空けて着席していただきますようお願いいたします。
- 傍聴を希望される方で発熱等の風邪症状がある場合や体調不良時は、傍聴をご遠慮いただくようお願いいたします。
- 傍聴受付において、傍聴希望者の皆様のご理解をいただき検温（非接触型検温計を使用）を実施いたします。検温の結果、37.5 度以上の方は傍聴をご遠慮いただきます。
- 傍聴者の皆様は手指消毒やマスク（不織布相当）着用をお願いいたします。

【委員会傍聴について】

- 傍聴定員は、通常、常任委員会 3 名、農林水産・建設委員会室を利用する特別委員会は 6 名としておりますが、それぞれ 2 名、3 名とし、間隔を空けた配席とします。
- 本会議傍聴者と同様、傍聴受付において、傍聴希望者の検温を実施します。また、傍聴者の皆様は手指消毒やマスク（不織布相当）着用をお願いいたします。

【実施期間】

令和 4 年 2 月 15 日（火）から当分の間